

侍従藤波言忠とシユタイン講義

——明治天皇への進講に關連して——

堀 口 修

はじめに

『明治天皇紀』明治二四年（一八九一）一月二六日条に次のような話載っている。頃日板垣退助が各所の演説で、「帝國憲法」は、伊藤が「中央集權の憲法を要す」るドイツの憲法に摹して起草したもの過ぎず、「是れ全く伊藤が獨逸心醉の弊に出」ると説き、「國民往々之れを信じ、或は自由民權の説を爲して之れを誹議する者」があることに對し、明治天皇が「帝國憲法は朕の欽定する所にして、固より伊藤の作れるものにあらず」と怒りを顯にした。これを受けて樞密院書記官長伊東巳代治が宮中に召され、侍従長徳大寺実則から天皇の考えが伝えられると共に、「畢竟欽定憲法の趣旨の未だ明瞭に國民の間に徹底せざるに由らずんばあらず、爾久しく伊藤博文の下に在りて憲法制定の事に與かり、能く其の旨に通ぜり、宜しく憲法の護持を以て任とし、國民をして我が欽定憲法の旨を會得せしむるに勸むべし⁽¹⁾」との仰せが伝えられたと

いう。この時の天皇の真意が那邊にあるかを確かめる史料はないが、筆者は、天皇は立憲制の導入及びその運用に對して、自己の役割を明確に自覚していたが故に、立憲制との關係において自らを飾りとするが如き言説には猛烈な反発を覚えたのではないかと推測する。この推測に何程かの根拠があるとすれば、次にその反発のバックボーン——立憲制に關する知識・認識及び自己の役割等——となるものは如何なるものかという疑問が生じてくる。だがこれもまた、疑問を解明するための一次史料があまりにも少ないという限界から、その解明にはかなりの困難が伴うのも現実である⁽²⁾。しかしこうした研究状況を少しでも改善すること、明治政治史の実相に一步でも迫ることができると判断する故、本稿はその一環として、天皇が習得した立憲制に關する知識が如何なるものであったかを、一部ではあるが知ることのできる史料を用いてその責の一端を果したい。

ところで、本稿の課題を果すために用いる史料とは、藤波言忠が残した「澳國スタイン博士講話錄 子爵藤波言忠筆記⁽³⁾」（乾・坤二卷。図版

一・上参照。以下「講話録」乾・坤と記す」と、「新山莊輔談話筆記」(以下「談話筆記」と記す)である。実は藤波は、明治一八年(一八八五)八月から同二〇年一月にかけての欧米視察に際し、オーストリア・ハンガリー帝国で国家学・行政学の泰斗ローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein)のもとで研鑽を積んでいる。そして帰国後、彼は、その講義内容を天皇に進講した。「講話録」は、そのシュタイン講義の内容を伝えるだけでなく、藤波による進講内容をも知ることのできる貴重な史料である。また「談話筆記」は、藤波の洋行に随行しシュタインの講義を藤波に通訳した新山莊輔が、後年その時の模様を語った時の談話記録である。渡辺幾治郎によると「明治天皇が組織的に憲法學を御學びあそばされたことは、藤波子爵の進講によるスタインの憲法學が最初であったではあるまいか」ということである。その意義や明らかであろう。そこで本稿は、第一に藤波の派遣の背景と目的がどのようなものであったかを、第二に彼の受講と進講の経緯・模様が如何なるものであったかを、第三に天皇が習得した立憲制に関する知識が如何なるものであったかを知る一つの手掛かりとして、「講話録」の内容を検討することを課題としたい。

一 派遣の背景と目的

藤波は、ながく明治天皇に近侍して、侍従、主馬頭、宮中顧問官等を

歴任して天皇の信頼が非常に厚かった人物である。では、その彼が何故シュタインのもとに派遣されたのであろうか。それには参議兼宮内卿伊藤博文が関わっていた。周知の如く「明治一四年の政変」に際し、「明治二三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キテ朕カ初志ヲ成サントス」との勅諭が発せられた。これにより、明治一五年(一八八二)参議伊藤を中心とする一団が憲法・行政等近代国家の統治システムを調査するため欧州へ渡った。伊藤等の調査は、人物的にはベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナイスト(Rudolf von Gneist)とその弟子アルベルト・モッセ(Albert Mosse)、及びヴィーン大学教授シュタイン等を軸として展開したが、中でもシュタインの伊藤に与えた影響は大きかった。伊藤は、右大臣岩倉具視に「獨逸にて有名なるグナイスト、スタインの兩師に就き、國家組織の大體を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大權を不墜の大眼目は充分相立候間(中略)心私に死處を得るの心地仕候。」と書き記しており、シュタインに大きな信頼を寄せたことが理解され、また次の書翰からもそのことは明瞭に伝わってくる。

「澳國ノ學士スタインニ面會候處、博學卓見、議論正大、其歸着スル所、邦國ハ君主國ニ如カズ、君主ハ君權完全ニ如カズ君主ハ憲法ノ上ニ位シ、行政府ハ立法ト并立スヘキ者ニシテ、宰相ハ決シテ代議院ノ臣僕ニ非ス國家萬機ヲ料理判定スルハ宰相ノ責任ナリトノ道理ヲ證明シ歐洲諸國ノ政體多クハ君主國ニシテ協和主義ヲ含蓄スルノ非ナルヲ論破セリ」(参議兼外務卿井上馨宛伊藤書翰〈写〉)

こうしてシュタインの学説に傾倒した伊藤は、一時彼の日本招聘を構想する程であった。⁽¹³⁾これはシュタインが高齢を理由として断つたため実現することはなかったが、以後伊藤は彼に各種の調査・諮問の依頼をなす⁽¹⁴⁾一方、政府内外の要人の欧米への視察・調査、留学等に際して、シュタインのもとでの研鑽を勧めた。ここに「シュタイン詣で」なる現象が生じた。伊藤以外に彼の声貌に接した主な人物に、小松宮彰仁親王、山縣有朋、黒田清隆、陸奥宗光、谷干城、海江田信義、柴四朗、北島道龍、そして藤波⁽¹⁵⁾等がいた。これらの人名を確認するにつけても、伊藤が如何に要人達の統治論に一つの方向性を持たせようと努力しているかが理解される。

では藤波の場合は、どうであったのか。まず藤波は、「講話録」乾の自序で次のように自らの「シュタイン詣で」の背景を語っている。

「故伊藤公は予か君側に奉仕する此より帝室の事に關し事の大小とな⁽¹⁶⁾く心を勞せられ特に

聖上の 御學問に關し大に心を注かれたり而も予に命するに歐米出張の途次塊國に抵り其の頃歐洲學界の泰斗と仰かるゝスタイン博士に就き約一箇年憲法、國家學等の教授を受け其の傍ら牧畜の事及帝廐に關する事項の調査をなすへきことを以てしたるに因り予は公の書簡を齎らして同博士を訪ひ此に於て始めて予か

聖上陛下に進講する如く其の講義を聴くことゝなりぬ爾來予は公の深意のある所を體し⁽¹⁷⁾愚勉之に従事し毎日三時間つゝ博士の講義を聴くこ

とゝなしたり」(傍点引用者)

次に『明治天皇紀』明治一八年七月二二日条は、藤波と伊藤との間に次のようなやり取りがあったことを記している。

「我が國未だ博士の如き公正なる國家學者あるを聞かず、立憲政治の創始に於て、應に聘して以て帝王の師と爲すべし、然れども此の事遂に行ふべからず、君幼より聖上に陪從し、其の學を同じうせり、今君が博士に就きて、學得したる所を、歸朝の後、陪侍の際親しく奏聞せば、亦以て啓沃の徳に背かざるに庶幾からん歟、此の大任君を措きて他に託すべきなし、法學の素養なきが如きは毫も妨げずと、言忠謹諾し、澳國に到るや直にスタインに師事すと云ふ⁽¹⁸⁾」

この二つの史料から、伊藤は、天皇の信任厚い藤波にシュタインの学説を学ばせて、その内容を天皇に進講させようとしたことが明らかになる。ここに藤波がシュタインのもとに派遣された理由の一端が確認される。⁽¹⁷⁾だが最も重要な点である伊藤の「深意」とは何か。この「深意」は、当然のこととして「聖上陛下に進講」云々に関連するであろうが、それのみにとどまるものではあるまい。しかしそれ以上のことを解明するには、あまりにも史料的限界があり容易なことではない。ただ筆者は、立憲導入問題における「天皇の存在」と密接に関連している、と考えている。いずれにしても、藤波がシュタインのもとに派遣された本意は、この「深意」という言葉の中に埋め込まれているものと判断する。

二 派遣経緯と受講模様

藤波の派遣決定は、いつなされたのであろうか。国立公文書館所蔵の「明治十八年公文録 官吏進退 宮内省 自一月至七月 全」によると、藤波の欧米派遣に関する手続きは、明治一八年七月一六日付で宮内卿伊藤博文から太政大臣三條実美に上申され、次いで翌一七日付の閣議決定、二〇日付の上奏・裁可、二二日付の藤波への辞令という手順を踏んだことが理解される。また藤波に随行した人物としては、宮内省御用掛新山莊輔（通訳）と宮内一等属山口融（駁者）の両名が確認される。⁽¹⁸⁾この内、新山は、後述するように単なる通訳ではなく、ある意味においてシュタインの講義内容を藤波以上に理解しなければならない役目を担わされていたともいえる人物である。

次に旅程であるが、これは詳細にはわからないが、「講話録」乾の自序、『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』中の藤波の「履歴」、⁽¹⁹⁾右の公文書、『明治天皇紀』明治一八年七月二二日条・同明治二〇年一月八日条、⁽²⁰⁾新山の回顧録、註（3）に掲げた「藤波言忠伝」等から、藤波、新山、山口等は、明治一八年八月八日、日本を出発して米国に渡り、同国を巡視した後、欧州各国を巡歴・視察し、ヴァインではシュタインの講義を受け、帰途は欧州から米国へと来た時の逆を辿って、明治二〇年一月八日に帰国したと考えられる。

ところで肝心のシュタインのもとでの憲法学・国家学の研鑽の模様であるが、これは従来あまりよくわからなかった。しかし本稿で紹介する「談話筆記」からその模様がかなり判明することになった。少しながくなるが左に紹介してみよう。

「スタイン博士ハ特ニ伊藤公ノ依頼モアリマシタノデ、自分ガ陛下ノ御前デ講話サル、積デ、毎日數日間、約九ヶ月ニ互ツテ講話シテ下サイマシタ、其ノ講話ハ獨リ憲法ノ事バカリデナク、政治、教育、宗教産業ノ各方面ニ互ツテ、立憲國ノ帝王トシテ心得ベキコト、皇室トシテナスベキコトヲ述ベラレマシタ、要スルニ國家ノ君主タルベキ者ノ心得ト云フベキ一種ノ帝王學ヲ講ゼラレタノデアリマス、其ノ他日本將來ノ施設ニ就イテ種々ト注意スベキコトヲ教ヘラレマシタ、私ハ元來農科ノ出身デ、此ノ種ノ學問ニ對スル素養ガナイ、語學ノ知識モ不充分デアル、ソレニ澳國人タル博士ガ英語デ講義サレルノデスカラ、一層ワカラナカッタノデス、併シ此ノ素養ナキ私ヲ相手トシテ講話サルル博士ノ苦心ハ更ニ一層甚シキモノデ、或ル問題ニ對シテ私ガ理解シ得ヌ場合ニハ、種々ナル方面ヨリ、様々ノ例ヲ引キ來リテ説明シ恰カモ大人ガ小兒ニ物ヲ教ユルガ如ク、所謂嚙ンテ含メルト云フ有様デシタ、會計検査院ノコトヲ講演セラレタル時ノ如キハ、其ノ事柄ハヨク理解シ得タガ、日本ニハ未ダ會計検査院設置セラレザル時代ノコトトテ、其ノ名ヲ宛箆ム譯語ニ苦シミマシタヤウノコトガアリマシタ、講演一段落ニ及ベバ、博士ハ今ノ話ハ解ツタカト問ハレテ、私ガワカ

リマシタト云フト、ソレデハ一度繰リ返シテ見ヨト、更ニ私ヲシテ復唱セシメ、自分ノ理解シ得タルヲ認メテ、然ル後第二段ノ講演ニ移ルト云フ有様デシタ、毎日朝九時ヨリ四時ニ至ル迄熱心ニ之ヲ續ケラレマシタ、藤波子爵モ勿論側ニテ此ノ講演ヲ聞キ居ラレ、私ガ博士ノ言フ所ヲ理解シ、復唱シテ博士ガ『ヨシ』ト言ヘバ、自分ハ更ニ之ヲ子爵ニ御話スルト言フ風デシタ、非常ニ手數ガカ、リマシタ、講話ガ終レバ午後五時頃歸宿、夕飯後其ノ筆記ヲ浄書シテ子爵ノ手許ニ提出シマシタ、大抵夜ノ十一時過キマデカ、リマシタ、コレガ日課デ、終ハラネバ何時ニナツテモ外出ヲ許サレナイノデス、子爵自身モ其ノ浄書ヲ見ル迄ハ寝ニ就カレマセンデシタ、無論外出モ致サレマセン(中略)廿年十一月八日ニ歸國シマシタ」

この新山の発言によって、(一)講義は、九カ月間(但し「講話録」乾の自序によると約一カ年)にわたった、(二)講義内容は、国家の君主として身につけるべき帝王学を中心とした、(三)講義は、通訳の新山の正確な理解を得た上で、それが藤波に伝えられて進んだ、(四)講義内容は、その日のうちに新山によって浄書され藤波に提出された、等のことが明らかとなる。ところでこれらの発言の内、注目すべきは、シュタインの講義内容を記した講話録の問題である。新山は、毎日の講義内容を浄書(以後仮に「浄書講義録」とする)して藤波に提出したというが、現在の筆者の調査ではそれは発見できていない。よって「浄書講義録」と今回紹介する「講話録」乾・坤との関係が如何なるものであるか

という点については今後の検討課題としたい。

三 進講の経緯

明治二〇年一月八日に帰国した藤波は、帰国後間もなくして天皇への進講をはじめた。この進講については、その全貌を伝える一次史料に出合っていないが、その一部を伝える史料が幾つかある。そこでそれらの史料から進講の模様を垣間見てみよう。まず藤波自身は、「講話録」乾の自序で次のように語っている。

「予は同二十年に歸朝せしかは此憲法、國家學等を其の儘侍従の職にありながら特に 御内儀に出入するを差許され予か宿直の夜隔日又は三日目の午後九時半より十時半迄

兩陛下の御前に於て同博士の講義筆記に基き委敷 言上せり而して何を重ぬる三十三回なりし」

次に新山であるが、彼はさきの「談話筆記」の中で藤波より詳しく、且つ重要なことを語っているので、これも少しながくなるが左に引用する。

「問、歸朝後藤波子爵ハドンナ風ニ陛下ニ御講話致サレマシタカ、何年ノ何日頃カラ講義ヲ始メラレマシタカ、

答、何年何月何日カラト云フコトハ私モ記憶シテ居リマセン、確シカ歸朝後一月許リ休ンデ、其レカラ申上タヤウニ思ツテ居リマ

ス、午後カラ申上タヤウデアリマス、子爵ハ私ガ筆記シテ差上
タ澤山ノ材料ヲ充分調査セラレテ、申上ラレマシタ、一年モカ
、テ漸ク講義ヲ終ハラレタヤウデシタ、

問、其ノ藤波サンノ申上ラレマシタ原稿ト云フノハコレデアリマス
カ、(問者子爵ノ『澳國スタイン博士講話録』二卷ヲ示ス)

答 サヤウノモノガアリマスカ、ソレニ册ダケデスカ、當時子爵ガ
申上ラレマシタ材料ハモット大部ノヤラニ思ツテキマスガ、私
ガ差上マシタモノハナカ／＼大部ノモノデシタ、

問、此本ノ序ニ藤波子爵ハ隔日又ハ三日目ノ宿直ノ晩、午後ノ九時
半ヨリ十時半マデノ間ニ言上サレタト書イテアリマスガ、

答、サウデスカ、私ハ宿直ノ晩ノミトハ思ヒマセデシタガ、時間
等ハ詳シク記憶シテ居リマセン、

問、陛下カラ御講話ニ就テ御質問ガアリマシタデシヤウカ、
答、アリマシタソウデゴザイマス、陛下ハ大變熱心ニ御聽キ遊バサ
レタト云フコトデアリマス、陛下カ御不審ニ思召サル、コトヲ
子爵ニ御尋ネニナル、子爵ハ私ヲ呼ンデソレヲ調べサセルト云
フコトガ度々アリマシタ、私ハ其ノ時三里塚ノ牧場ニ參ツテ居
リマシタガ、能ク呼出サレマシタ、私ハ兎ニ角スタインノ前デ
復唱サセラレマシタノデ、スタインノ講義ダケハ明瞭ニ覺テ居
リマシタノデ、御質問ハ大抵奉答シ得ラレマシタガ、時ニハ御
質問ガ講義以外ノ事ニ互ツタコトモアリマシタノデ、奉答致シ

兼ネル場合モナイコトハアリマセンデシタ、

問、陛下ノ御質問ノ内容ヲ御記憶ニナツテ居ルノハアリマセンカ、

答、御質問ハ種々トアリマシタヤウニ承ハリマシタガ、内容ハ今記
憶シテ居リマセン、

問、藤波子爵ノ講義ハ陛下ノ外ニ陪聽サレタ人ガアリマシタカ、

答、皇后陛下ガ何時モ御同席デ御聽キ遊サレタト承ハリマシタガ、
其ノ外ニ誰モ陪聽ヲ許サレタ人ハアリマセンソウデシタ、

更に『明治天皇紀』明治二〇年一月八日条は、「侍従日録」等を用
いて次のように書き記している。

「言忠侍従として御内儀に出入するを聽され、當番上直の夜を期し、
午後九時三十分より約一時間、其の學べる憲法及び國家學を其の講義
筆記に就きて進講したてまつる、天皇、皇后と聽講し倦みたまふこと
なく、意に會せずんば幾度か之れを質させたまふ、回を重ねること三
十三回、年を越えて漸く終る、(中略)按ずるに言忠進講の月日詳かな
らず、言忠の手記に成る澳國スタイン博士講話録序文に依れば、歸朝
後宿直の夜、隔日又は三日目に之れを進講せりと云へり、而して侍従
日録に依れば言忠歸朝後宿直したるは十二月六日に始まり、翌年三月
二十三日に至る間二十九回にして、四月主馬權頭心得を命ぜられ、遂
に宿直の事歎むを以て見れば、進講は蓋し其の間の事なるべし」
これらの史料から次のことがいえるであろう。(一)進講の時期、回
数、時間帯は、明治二〇年一月から翌二一年三月にかけて前後三三回

『明治天皇紀』の宿直「二九回」との関係は不明であるが、新山の宿直日だけではなかったとの発言は検討の余地あり。また新山は、進講期間を「一年」としているが、筆者はこの「一年」の当否を検討する更なる史料を見出せない。進講後の諸下問に対する藤波の対応も新山には進講の範囲に思えたかも知れない。にわたり、藤波の宿直日の午後九時三〇分から一時間であった。(一)藤波の進講に対し、天皇から種々下問があり、それに対応するため藤波は、場合によっては新山を呼び寄せて調査させた。(三)新山が指摘しているように、藤波は進講をなすにあたって、「講話録」以外にも各種の資料を用いて臨んだ。(四)進講時、皇后も同席していた。⁽²⁵⁾

ところで藤波の進講については、次の二点に注目すべきであろう。第一は、天皇との質疑応答である。天皇と藤波との質疑応答が如何なるものであったが明らかにすれば、立憲制に対する天皇の理解、更には見解をより一層深く解明することができるのであるが、新山の発言によってもそれは復元不可能である。今は藤波の進講に対して、天皇が疑問と思うところを示し更なる説明を求めたことは、大きな意味を持つものであることを指摘しておきたい。第二は、進講の時期である。進講が終了した同二年三月の翌月には枢密院が設置され、五月からは皇室典範、憲法、議院法、衆議院議員選挙法、会計法、貴族院組織令等の諸草案が順次審議されていった。⁽²⁶⁾この審議において、天皇は直接発言するようなことはなかったが、不明な点や疑問点等が生じると審議以外の場合で関係者

に質問を発しているのである。⁽²⁷⁾進講が如何に重要な時期になされたかが理解できよう。

四 「講話録」の概要

既に述べた如く「講話録」は、現在宮内庁書陵部に所蔵されるものであるが、その存在は戦前期にも知られていた。例えば、大正一五年(一九二六)臨時帝室編修官長に任ぜられ、『明治天皇紀』の編修を主裁した三上参次(東京帝国大学名誉教授)は、「明治天皇の御聖徳」⁽²⁸⁾で藤波のシュタイン講義受講に触れて「新山莊輔さんを通譯として、ドクトル・スタインの講義を長い間聴いて、その講義の筆記をとつて翻譯したものが可なり厚いものが二冊になつてをります。」と述べているし、また渡辺幾治郎もその著作の中で言及している。戦後においても、昭和四十七年三月二日から四月一七日にかけて開催された憲政記念館開館記念特別展示会に「講話録」が展示されている。⁽²⁹⁾

次に「講話録」の作成動機であるが、これは乾にある藤波の自序が「明治四十五年七月十五日」⁽³⁰⁾付であることから、明治天皇の発病と密接に関連していると考えられる。但し「講話録」がこの時初めて纏められたものか、或はその基になるものがあつた上で「講話録」が纏められたのか、現在その判断を下す材料はない。

更に「講話録」の内容であるが、これは当然のこととして藤波がうけ

たシュタインの講義内容が中心となっていることは疑いのないことである。だが、既述した如く新山が作成した「浄書講義録」との関係が明らかにできないという点は充分意識して置かなければならないであろう。では、「講話録」の具体的内容は、如何なるものなのであろうか。全体的には新山が語ったように、「立憲國ノ帝王」として習得しなければならぬ憲法理念、行政機関（各省の組織・権限・業務等が詳細に語られる）、国会、宮内といった多方面の分野に渉るものとなっている。そこで、以下その内容に触れてみたいが、内容が多岐に渉っていることと、紙数の面での制約があるので、特に帝王学的視点から語られている点に焦点を絞って行いたい。なお史料の引用にあたっては、用語の統一がなされていない場合でも一例えば「國王」「帝王」「皇帝」の場合など、本稿では「講話録」の表記を尊重し敢えて統一しなかったことを断っておく。

① 「講話録」乾（全一五九丁）

まずシュタインは、講義導入部で「日本ニ於テ新ニ憲法ヲ制定セント欲セハ宜シク審ニ其ノ國體ノ如何ヲ考察シ一種特殊ノ法ヲ設ケサルヘカラス」と、国体の有り様が憲法の内容を左右することを説いた上で、⁽³¹⁾政の三元素としての「帝王」「政府」「立法體」（国会）の権限に言及する。⁽³²⁾「國王」は、国体に関することは全て関与する立場にあり、「王冠專有ノ權」として勅章授与權、官吏進退權、平和締結權、条約締結權、特

赦權、死刑宣告權、軍隊進退權等を有するという。そしてこの七權は國王が「天質ヨリ専有スルノ權」であるから國民に問うこともなく、且つ國民も容喙できないとする。また國王は、「政府」「立法體」に対し「ヴェト」（禁令ノ權）をも有する。これに対し「政府」「立法體」は、「國王ノ機關」であるから國王の裁可がなければ法を施行できないとして、國王の絶対優位性を強調する。そしてここでシュタインは、「民權政治」下の議員は公益より私利を謀る故に弊が生じるのに対し、帝王は「禁令ノ權」を持つ故有害無益なものを排除することができるとして、その優秀さを強調する。次いで國王は、政府と国会のそれぞれの分限を明瞭にすることに最大の注意を払うべきであるとした上で、「國王ハ宮内ノ事ニ關シテハ其ノ組織ヨリ王位ノ繼續法ニ至ルマテ之ヲ獨裁セラルヘキコト勿論ナリ」とし、政府との関係では國王側に内閣顧問を置き各省大臣と協議せしめること、国会に与える権利は要点（具体的には、後述の「講話録」坤の国会の項参照）のみを提示すること、等のアドバイスをなす。更に帝王と政府の関係については、帝王、政府、国会にはそれぞれ意志があるが、政府は常に帝王の意志に対し第二の意志を持すと規定する。次いで政府の組織に話を進め、外務省、軍務省（陸軍省・海軍省を含む）、大蔵省、司法省、國務省、内務省、文部省、農務省、商務省、交通省等の組織・役割等をかなり詳しく説明する。いま全ての省について触れる余裕がないので、ここでは外務省、軍務省、大蔵省の三省について触れてみたい。⁽³³⁾

まず外務省であるが、外務卿は相手国の国力、政府要人の意向、自国に対する相手国人民の感覚等を時々帝王に奏上することとした後、「皇帝ノ代理人」としての大使、「政府ノ代理人」たる公使（館）、領事（館）等の役割を詳説する。特に公使（館）については、駐留国の国力、政府要人の意向、自国に対する「人民ノ感動」に関する情報を収集し時々外務省に報告し、且つ条約に関して駐留国の事情を探索し条約に関する意見を提出することとし、その重要性を強調する。また領事（館）については、「國法免赦ノ權」を取り上げ、この権は領事（館）には付与されていないのに、日本では誤解があると注意を喚起する。ついで大使派遣の時期及び国についての質疑応答がなされたが、話題は日本の外交戦略に及ぶ。シュタインは、日本は数年後にはロシアとドイツに大使を派遣し親密なる交際をなすであろうとする。他方イギリスについては、「其ノ威力ヲ東洋ニ擅ニスル」ことを狙うが故に「頻リニ日本ニ垂涎」していると分析し、だからこそ日本はドイツを選択せざるをえないとする（何故ドイツなのかの理由は語らず）。また日本が派遣する公使は、外国語に通じた適任者でなければならず、よってその養成に努めると共に、駐在国で他国の公使達と交際して情報収集にあたり、且つ国際情勢に通じて欧州各国の対アジア外交を注視すべしとする。そして一転して日本の対アジア外交にふれ、「開明模範國」日本は「全亞ノ後進諸國ヲ誘導スルヲ任」とすべしとする。

軍務省については、参謀部・治理部（事務執行機関）の義務及び国会

との関係如何を巡って説明される。その内容は導入部で語られる、（一）軍部は参謀部と治理部に分けられ、参謀部は帝王に直隸し、（二）国会は治理部に対し兵数・歳費の定額のみを容喙することができるが、参謀部には及ぼす権なし、との言説に集約できる。以下は、治理部の義務内容（軍旅・費用に関する法律の制定関係）及び軍事組織（軍隊組織・武官任免・海軍組織）等に言及する。中でも武官任免については、「日本ニ於テハ皇族ヲ以テ参謀部長タラシムト是レ平時ニ在リテハ或ハ左程差支ナカラシム然レトモ戰時ニ臨ミテハ寧ロ皇族ニアラサル學識實驗ニ富ムノ人ヲ参謀部長ニ任スルヲ可トスヘシ」「帝王ハ武官ノ進退ヲ執行スルノ一ノ規則ヲ制定セラレ奉仕ノ年限ニヨリ昇級セシムルコト、ナスコト寔ニ必要ナルヘシ」等の発言があり、帝王が武官人事を等閑にはしていないとの注意を喚起する。また海軍組織については、海軍士官はその業務からして資質の高さが求められることを強調したり、イギリスの海外進出を事例に引きながら日本が将来太平洋諸島に進出する場合、石炭貯蔵所を事前に建設しておくことが必要だとする。

大蔵省については、最初「大蔵省ハ所謂國家ノ會計ニシテ人民ヨリ租稅ヲ徵收シ以テ國用ヲ充タスヘキ所ナリ」とした上で、租税は国家国民を保護することに用いられ、その租税は人民の生産力に鑑みざるを得ず、「重稅ヲ課スレハ其ノ保護ヲ厚フスルヲ得ルモ人民之ニ堪ヘス薄稅ヲ課スレハ人民之ニ堪ルモ其ノ保護ヲ厚フスルヲ得ス當路者應ニ爰ニ注意シ其ノ平均ヲ失セサランコトヲ務ムヘキナリ」と述べ、租税率が大きい

な意味を持つことに注意すべしとする。しかし租税率については、政府に「巨額ノ収入」があれば、人民は必然的に「完備ナル保護」を受けられるとの一般観念を持つとして、租税率の上昇を肯定的にとらえる姿勢を見せていることにも注目しなければならぬであろう。また予算編成は、大蔵卿が各省の卿及び府知事・県令等から要求された費用を取り纏めて国会の議に付し、国会が議定したものを帝王に呈出しその批准を経て法律となすとする。その他、収入源（所有財産、租税、国債）、本位貨幣、国財会計（掌簿法、出納、予算）についても詳細に述べるが、収入源の租税のところではシユタインは、日本では富者と貧者の差が括がる傾向にあるとし、地租を重税と見て農家の困難に思いを致し、日本の間接税法の整備を図るべしとする。

② 「講話録」坤（全一九九丁）

大きく分けて、国会に関するものと宮内に関するものが詳細に語られている。

まず国会の項であるが、立憲政体の意義、国会の仕組み、二院制、議員選挙法、予算等が語られている。立憲政体については、導入部で自由の精神の発達に随って立憲政体が組織されたと、歴史的背景を踏まえながらその意義を語る⁽³⁴⁾。

「夫レ人ノ天性ハ哲學上ヨリ論スルモ自由ヲ貴フモノナルヘシ左レハ國王上ニ在リ人民之ニ制御セラル、ハ人ノ天性タル自由ニ逆フモノト

云フヘシ而シテ人間ノ天性タル自由ノ精神相集マリ以テ成立シタル元素ヲ國會ト云フ昔時君主專制ノ時代ニ在リテハ人民恰モ牛馬ノ如ク勞作セサレハ鞭撻ヲ受ク故ニ自己ノ意ニ悖フテ行動スルヲ要シ全ク自由ノ精神ヲ發揮スル能ハス（中略）君主專制ノ時代ニ在リテハ殆ント全ク其ノ自由ヲ失シタリト雖モ漸次自由ノ精神發達シ終ニ集合シテ一團ヲ成シ立憲政體ヲ組織スルニ至ル是レ全ク自然ノ理勢ト云フヘシ」

次いで、日本に導入する立憲政体の組織如何について言及し、それは日本に適するものを編むことが肝要だとして、決して他国のものを真似てすむものでないことを強調した上で、以下国会の仕組みに入っている⁽³⁵⁾。二院制について、上院議員は「國民ノ上位ニ在ルノ人民ヨリ成リ議スル所概ネ私利ヲ離レ公平」で、下院議員は「普通階級ノ人民ヨリ成リ論スル所往々偏頗ノ弊ナキ能ハサルヲ常トス」とし、且つ「下院議員ニ於テ最モ黨派的利害ノ爲メ議事公平ヲ失スルノ甚タシキヲ見ル是ノ故ニ上下兩院ノ行動相異ナルアリ相倚リ相待チテ始メテ完全ナル國會ヲ組織スルヲ得ヘシ」と、下院議員の党派性をマイナス要因として捉え、上院議員の存在理由を正当化する。そして上院議員は保守党、下院議員は自由党が列するのが各国一般の傾向で、保守党は「帝王ヲ重シ政府ニ左袒シ舊習ヲ墨守シ陳法ヲ維持セントシ事ノ屢々變更スルヲ好マサルノ傾向」、自由党は「漫ニ政府ヲ非難シ事ノ革新ヲ望ムノ弊害」がそれぞれあるので、「兩者孰レカ其ノ度ヲ失スルニ當リ保守ハ以テ革新ヲ制シ革新ハ以テ保守ヲ制シ相踈チテ始メテ適度ノ調和ヲ見ルヲ得ヘシ」と、両者

制により調和がとれるかがポイントであるとした。

議員選挙法については、上院と下院では性質が異なるので別々の選挙法を実施し、前者は人民の公選ではなく「家督世襲」議員と「勅選」議員を半々ずつで構成し、「家督世襲」議員は、「帝家ノ『プリンス』及ヒ皇族華族ノ上位ニ在ルモノヨリ帝王親ラ之ヲ選挙セラレ爾後嫡男之ヲ世襲」する。また議員は、歴代議員、一代議員、定期議員の三種で構成することが肝要で、決して一種の議員のみで組織しても完全のものとは得られないとする。下院については、まず議院に関する事項中最も緊要なものが議員選挙法であると確認した上で、それは「憲法ノ追加條」の如きもので憲法の「外郭」にあり、よって憲法を変更しなくても臨機に改正増補できるとする。議員定数は、「人口ノ多寡」と「地積ノ廣狹」の折衷をとることを勧める。また議員選挙法は、国会の開設前に帝王が裁定・実施し、人民の「政治思想ノ發育」をうけて改正すべしとする。

予算については、「國會ノ最モ主要トスル所ハ豫算費目ノ議決」であるとし、まず立憲政体下では「第一豫算ノ經費ニ使用スヘキ總テノ國庫ノ收入ハ法律ニ依ルニアラサレハ之ヲ徴收スルコト能ハス」、「第二豫算ノ經費ハ特別ノ場合ニ支出スヘキモノニ係リ或ハ軍事ニ或ハ鐵道ヲ敷設スルカ如キニ要スルモノ」で、それ等の費用は「政府專斷」で決められず必ず国会の議に付すことを確認する。また「國會カ政府ニ對シ權利ヲ掌握スル所以ハ他ニアラス全ク豫算費目ヲ議定スルノ權利アルニ由リテナリ」と、国会の存立基盤を明確にする。そして国会によって予算が否

決された場合、政府は如何なる対応が可能かという点に言及する。シュタインは、否決されても「其ノ效力ヲ既定ノ法律ニ及ホス能ハサレハ之ニ依リテ徴收スル國庫ノ收入ハ依然トシテ増減スル所ナシ故ニ政府ハ此收入ヲ以テ經費ニ充ツヘキモノトス」とすると共に、政府は負債、公務員給料、外国債等に対し弁償せざるを得ず、「國會ハ政治上固ヨリ偉大ナル權利ヲ有スト雖モ決シテ既定法律ノ效力ヲ消滅セシムルノ權利ナキモノナルコト既述ノ如クナレハ豫算費目ノ全體ヲ否決スルモ之カ爲メニ國ハ存立ヲ失フニ至ラサルモノナリ」と、政府の予算執行に対する正当性を強調する。なお国会の解散については、その対象を下院に限定して憲法にその規定を掲げ、解散後三カ月乃至六カ月を経て再び議員を選挙すべしとする。

そして纏めとして立憲政体の精神を次のように規定する。

「立憲政體ノ要ハ原案ト裁判トノ二事ニ基シ之ヲ細言スレハ政府ハ種々ノ方法ヲ以テ能ク人民ノ實情ヲ知り之ニ適スル原案ヲ起シテ之ヲ國會ニ提出シ其ノ議決スル所ノモノヲ帝王ニ呈シ帝王其ノ意ニ適ヘハ之ヲ批准シ以テ法律トナシ政府之ヲ執行ス而シテ政府ノ行フ所若シ違フ所アレハ之ヲ裁判ニ付シテ其ノ是非曲直ヲ明ニスルニ歸スルモノト云フヘシ人民自由ニ意志相集リ以テ國政ヲ掌ル是レ之ヲ立憲政體ノ精神ト云フナリ」

宮内は、大別して「帝王」と「帝室内廷」に分けて説明している。前者については、最初に「立君政體」と「共和政體」の別を踏まえて「立

君政體」の優位さを強調し、日本では「立君政體」を採用することが得策であるとする。そして元首としての帝王は、「人民ノ尊敬服從ニ對シ之ニ酬ユルノ義務」があり、その義務を果たすためには組織を立て権利を行使することが必要で、その組織とは「帝室憲法」であるという。そして「帝室憲法」は、「帝位ニ關スル事」「帝王ノ政府及ヒ國會ニ及ホス關係ノ事」「王冠專有ニ關スル官廳ノ事」「帝王所有財産ノ事 但共和政體ナラハ王位繼續ノ部大統領選舉法トナルヘシ」の四要件を基礎とし、且つ「帝室憲法ハ一個人ノ家憲ノ如キモノ」なので帝王の親裁とし、決して国会の関与を認めてはいけなとする。このため「帝室憲法」は、国会開設前に制定すべしとする。次いで「帝室憲法」の内容構成に入っていくが、話にポリニウムがあり且つ多岐に渉るため重複・錯綜しているところもある。そこでこの問題については、引用が前後する面があることを断っておく。

「帝室憲法」の具体的構成要素は、相続、結婚、養子、摂政及び讓位、帝室内廷等から成ることを確認し、且つ「帝室憲法草案」の骨子をも提示して詳説する（「皇室典範」³⁶）で規定された事項と重なるものが多い）。シュタインによると、「帝室憲法ノ主眼トスル所ハ正統ノ二字ニ歸著し、その正統とは「帝室憲法ニ依リテ定ムル所ノ同等結婚若クハ曾テ定メラレタル所ノ正規ニ依リ連綿帝統ヲ繼承スルヲ得ヘキ子孫」をいう。ここに「帝室憲法」の重要性が生じ、帝王自ら会長となって王族家の各戸主を集めて討議・編成し、基本的には他からの容喙を認めず、国会の

協賛も必要としないものとする。

まず帝位相続について「帝位ハ必ラス男系ニアラサレハ之ヲ相續スル能ハサルコトヲ明記スルヲ要」するという。そして「男系」とは「先祖ヨリ世々男子カ相續シ來リシ子孫ヲ云フ若シ女子ヲ以テ相續スルコトアレハ正統ノ男系ニアラス」といい、且つ「依系相續ノ主意」により帝系断絶の時はこれに重々家系が相続する（帝系に重々家系の決定は、「今帝ヨリ先代ニ遡リ世代ノ最モ近キモノヲ以テ相續」させ、帝位相続の地位に立つ家系の帝位相続の順次は、家系の順次に依る）。また、若し「男系」が断絶した時は、女系に帝位を相続させるが（相続形態は、男系同様「依系相續」とする）、この場合、女帝の結婚から種々の問題が生じる。そこでそれらの問題発生を未然に防ぐため、若し女帝が「皇族家人ト正統ノ結婚」をした時、夫は帝位を踐むことはできないが、その皇子は相続権を有するという。他方女帝が皇族家の出でない人物と結婚した時、その皇子の帝位相続は困難になるという。また帝王踐祚は、帝王崩御の際「鬘髮ヲ容レス皇統繼承者ハ直チニ踐祚」すべきという。なお、皇室の「女御」制度については、「將來人智發達スルニ至ラハ必ラスヤ國民ヲシテ異様ノ感念ヲ抱カシムル」のでこの「舊風」は改めるべきだとする³⁹。

次に結婚について、帝家の結婚は帝位相続が絡むので「正統結婚」「同等結婚」を基本とし、その基準は（一）皇家と結婚、（二）五摂家と結婚（五摂家を「同等門地」の資格と認定。場合によっては、公爵家・侯

爵家以上を「同等門地」と認定してもよい）、(三) 帝王の勅許の三要件を満たすべきものとし、その「同等門地」との間でなした時「正統ノ結婚」という。但し「同門ノ家族」でない女性との場合は、皇室會議に付してその女性に限り同門のものと認定する。また皇室に属する家族の結婚は、(一) 何人とも結婚する自由を有するが、皇帝の勅許を得ない場合は皇室から除籍となる、(二) 例え勅許を得ても、異等結婚の場合はその子孫は家名相続権を失う、(三) 勅許を得て、且つ同等の結婚の場合を「正統ノ結婚」という。更に皇族家の結婚は、「結婚法ニ依リ同等門地ノ家族ト正統ノ結婚」をなし、且つ帝王の允許を経る。なお、帝王の允許を経ず「同等門地」でない家族と結婚した時は、本人は皇族の系譜から脱し、その妻子も「皇族ノ系譜」に入る事はできない。

養子については、日本においてのみ見えるものであるが、「帝室憲法」の制定にあたっては断然廃止すべしとする。理由は、「正統ノ錯雜」を防ぐためという。但し、シュタインは慎重な言い回し「親裁ニ任ス」云々)の中にも有栖川宮威仁親王・小松宮依仁親王⁴⁰⁾等の存在に言及し、明宮(嘉仁親王。後の大正天皇)との皇位繼承順位を混乱させないために、「帝室憲法」に「一既往ノ養子ハ各其ノ權ヲ有スル」「二養子ハ實子ト認定スル」「三帝室ニ於テ誕生セシ皇子ハ必ラス各養子ノ前ニ在リタルモノト認定ス」との規定を設けることにより、繼承順位が第一明宮、第二威仁親王、第三依仁親王となるという。

摂政については、まず(一) 帝王が未成年、(二) 帝王が精神・身体

上不治の重患、(三) 帝王が「長キ行幸」、等で「大政ヲ親ラスルコト」ができない時に置くということを前提に、「正順攝政」と「適法攝政」を説明する。「正順攝政」とは、(一) 及び(三)のケースで成年皇太子が任ぜられる場合をいう。この場合、摂政は帝王と同一の権利を持つが「所有財産ヲ動カスノ權利」はなく、且つ「大政」については、行幸等により一時任ぜられた時は帝王に稟議をなす必要がある。そして任期は、帝王の全治及び還御により終了するものとする。「適法攝政」は、(一)、(二) 及び(三)のケースで皇太子が未成年で執政しない場合で、執政者には皇太后が存在すれば「攝政ノ長タル地位」を占め、他に二人の高官(諸省の卿・顧問官は対象外とし、貴族等を対象)を任ずる。この二人の内、一人は皇太后の意に任せて公爵家等より選び、もう一人は上下両院議員から選ぶことが得策とする。

讓位については、その規定を必要とするなら「帝王ノ意」と「古來ノ慣例」等によって制定するものとする。但し、讓位法があることにより却って「帝王カ容易ニ讓位スルヲ得ヘキモノナルヲ知ラシムルハ得策」ではないとする。理由は、帝王が責任回避のための一手段として利用したり、人民が事に臨み「讓位ヲ帝王ニ強要」する「弊」が生じるからという。

帝室内廷(所有財産)の事については、かなりの部分を帝領地の説明にあてている。シュタインによれば、君主専制の時代は領土は全て帝領地と言っても過言ではないが、立憲政体の時代ではそれは不可能である

という。そこで私有地以外の「ドメイン（共有地）」（耕地のみならず山、山林、漁業地も含む）を帝領地としてその所有権を明瞭にすべきであるとする。このため、シュタインはかなりの部分を割いて土地の所有関係、国有財産・県有財産（管理法も含む）、地方自治体等を明らかにするための説明を行う。そして日本の土地所有関係の実態を究明するために土地調査を実施することを勧める。そして帝領地の選定については、その収益性を重視し、（一）産物を輸送する上で交通の便のよい地、（二）管理費節減、村民とのトラブル回避のためなるべく広大で一団をなし村里に接近しない地を選ぶべきとする。次いで帝領地は、「帝室世襲財産」と「帝王私有財産」に分けられ、前者は帝位に属し、帝王はその収入の管理・消費はできるが財産処分は不可能で、後者は帝王の私産であるので処分は自由であるという。更に帝領地への課税問題については、「人民感覺ニ關スル政治上ノ問題ナリ故ニ之ニ課税スルハ最モ緊要ノコトナルヘシ」と、政治判断を強調する。帝領地を含む宮殿・宝物・資本（株券）等の帝室財産は、宮内卿が管理するが、その下に国庫からの帝室費、財産からの収入金、宮中費（帝王御手元費・宮殿禁苑費・建築費・恩恵金）、皇族費等の管理を行う会計本部と、帝領財産を管理する部局を置くべしという。そして、全体に関わることで、帝室財産を管理するための法整備（「帝室内廷法律」等）を行う必要性を唱える。

おわりに

以上、藤波による明治天皇への進講の経緯とその内容を僅かではあるが検討してきた。「講話録」には、まだまだ触れなければならない重要なことが多くあるが、それらについては別の機会に譲り、ここでは三つのことを確認しておきたい。

一つは、シュタインは、社会の諸階級の利益の対立に超然とし、且つそれらを統合し国民福利の発展に寄与することのできる存在としての王政を肯定する立場をとる故、「統治権者」＝天皇という前提から講義をなしているということである。二つは、本稿では、紙数の関係から講義の模様を充分伝えられなかったが、彼の講義の進め方は、ある程度の方性を示しながらも、対象となっているものの（一）歴史的経緯の把握、（二）現実を抱えている問題点の指摘、（三）国情の重視（彼は実によく日本の事情を話題にしながら、日本の問題として捉えることができよう努めている）⁽⁴⁾等、問題提起から結論までのプロセスが丁寧で、強引な結論付けをしない方法をとっている。特に（三）は、自由民権論者によって構築された理論とは異なる理論構築が可能であるという保証を与えるもので、自由民権勢力と厳しく闘ぎあう藩閥政府にとって、自らの政治路線の正当性への確信に繋がる要因ともなったのではないか。よって、よくシュタインの影響の存否が議論されることがあるが、彼の場

合、皇室典範、憲法等の諸草案の条文と比較してその影響を確認するだけではなく、歴史的経緯の把握、国情の重視等の原則からその発想面における影響も見逃してはいけないのではないか。こうした点からシュタインは、立憲体制導入問題を本格的に検討するための理論上の環境づくりの一翼をも担ったと考える。三つは、講義が立憲体制のもとにおいて、「統治権者」としての天皇は如何なる存在なのかということを豊富な材料を提供しながら明らかにしようとしたことと、宮内関係の整備を事前に進めておく必要があることから、これ又宮内に関する重要な事柄を適宜提供しながらその問題点を指摘し、且つその方途を探らせようとしていることである。天皇は、「統治権者」としてこれらに対応しなければならぬものが、どのようなものであるかということを明瞭に把握したことであろう。

天皇は、こうした憲法学・行政学等の知識を身につけた上で、記述した如く枢密院での皇室典範、憲法等の諸草案の審議に臨んだのである。『明治天皇紀』は天皇の審議への精励ぶり（例えば猷仁親王の計報に接しても審議を続行し当日の議事を終了したということなど）を強調し、且つ修正点が生じるとそれを朱書きさせて提出させたり、審議内容について疑義が生じると、枢密院議長伊藤博文を召してその真意を質していることが幾度となくあったことを書き記している。これらの事実から、天皇の枢密院での審議に臨む姿勢が如何に積極的であったか、また立憲制に関する知識が如何に豊富であったかが理解される。してみると、「は

じめに」で紹介したエピソードの中でみせた天皇の言動も決して背景のないものではないことが理解される。実は『明治天皇紀』にはこのエピソードの一月後の明治二四年一月二六日条に次のような記事がある。第二議会において政府提出の重要法案や予算案等をめぐって政府と民党勢力が衝突した上、海軍大臣樺山資紀の「蛮勇演説」が決定的な対立を醸成したため、同月二五日衆議院は解散した。この時天皇は、「痛ク其ノ前途ヲ憂慮」して侍従長徳大寺実則を通じて伊藤に自らの意志を伝えると共に、伊藤の意見を内奏すべき旨沙汰した。

「議員再撰舉ニ就而者同一ノ議員ヲ再撰致候而者幾度モ解散不祥ノ結果ヲ生スヘクヤト深御憂慮被遊松方大臣ヘモ度々御沙汰相成各地方官ヘモ注意之儀内示有之候得共將來良民ノ議員ト爲ナルコトヲ被爲望候閣下今度之御意見御内奏可被成旨御沙汰ニ候」⁽⁴²⁾

この時天皇が具体的にどのような手を打ったのか判明しないが、衝突を繰り返す議会に対し、天皇が「深御憂慮」し「良民ノ議員」の出現を望んだ⁽⁴³⁾ということの中に、「議会有るべき姿」を追い求める天皇の姿を垣間みることが出来る。これらのエピソードは、いずれも天皇の立憲制導入及びその運用についての考え方の一端を窺わせると共に、天皇の「欽定」観に深く根ざすものであることが理解されよう。

註

(1) 宮内庁『明治天皇紀』第七（吉川弘文館、一九七二年）、九三五―六頁。
この時の模様は、直ちに伊東巳代治から枢密院議長伊藤博文に伝えられている

(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二〈塙書房、一九七四年〉、一五七—一六〇頁)。この『明治天皇紀』の記事作成にあたって、臨時帝室編修官長三上参次は、昭和五年五月二〇日、伊東に直接面接してその間の経緯を聴取している(宮内庁書陵部所蔵『伯爵伊東巳代治談話筆記』〈函号・明一〇〇六〉)。なお本稿では、史料の引用には、原文を大切にするという意味から敢えて手を加えず、且つ句読点も付さなかった。

(2) 宮地正人「政治史における天皇の機能」(歴史学研究会編『天皇と天皇制を考える』〈青木書店、一九八六年〉所収)、坂野潤治『大系日本の歴史13 近代日本の出発』(小学館、一九八九年)、佐々木隆『明治天皇と立憲政治』(福地惇・佐々木隆『明治日本の政治家群像』〈吉川弘文館、一九九三年〉所収)、伊藤之雄「元老制度再考—伊藤博文・明治天皇・桂太郎—」(『史林』第七七巻第一号)等は、政治過程における天皇の主体性を歴史学の方法論を堅持して解明しようとするすぐれた研究である。

(3) 宮内庁書陵部所蔵、函号・明一二七。無名片面一〇行野紙を用い、サイズ・丁数は、乾タテ二七、三 cm、ヨコ一九、四 cm/全一五九丁、坤タテ二七、三 cm、ヨコ一九、三 cm/全一九九丁。もと臨時帝室編修局所蔵になり、乾・坤それぞれの表紙の右肩に見消で「子爵藤波言忠寄贈」とある。なお、これと同じものが藤波道忠氏所蔵「藤波家文書」中にもある(藤波家文書研究会編『大中臣祭主 藤波家の歴史』〈統群書類従完成会、一九九三年〉所収、柴田紳一「藤波言忠伝」参照)。また同文書にはシュタイン関係の資料として、①「国家学要義」②「スタイン氏講義筆記」③「ドクトルルスタイン氏鉄道講義筆記」④「国家学教育及農業教育論」等があるという。なお「講話録」は、山崎将文「ローレンツ・フォン・シュタインの社会的王制と明治憲法制定について」(二)「久留米大学法学」第一三三号)において分析されているが、論文名からも理解されるようにシュタインの「社会的王制」論がどのように日本に伝えられたのかという視点からのもので、本稿とは問題意識が異なるものである。

(4) 宮内庁書陵部所蔵、函号・明一〇五五。この談話は、昭和二年一月七日、新山が臨時帝室編修局で渡辺幾治郎編修官の質問に答えた時のもの。

(5) シュタインの生涯及び学者としての業績を知ることのできる比較的最近の研究として、ローレンツ・シュタイン著/石川三義他訳『平等原理と社会主義』(法政大学出版局、一九九〇年)、ローレンツ・シュタイン著/森田勉訳『社会の概念と運動法則 付・シュタインの生涯』(ミネルヴァ書房、一九九一年)、上原貞雄『戦前日本におけるシュタイン思想の受容動向—特にその教育行政思想に注目して—』(風間書房、一九九四年)等がある(いずれもシュタインの業績及び参考文献目録を付している)。

(6) 渡辺幾治郎『明治天皇と立憲政治』(学而書院、一九三五年)、七八頁。なお天皇の憲法等の学習は、藤波による進講時のみでないが、現在のところその全体像を一次史料によって把握するのは困難である。今は『明治天皇紀』、『明治天皇と立憲政治』等を参照するしかない。

(7) 藤波の経歴を知る文献としては、従来山田仁市編輯兼発行『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』(帝國馬匹協会、一九三七年)中の「子爵藤波言忠氏」が唯一と言ってもよかったが、註(3)に掲げた「藤波言忠伝」により藤波の経歴がかなり明らかになってきた。藤波は、嘉永六年(一八五三)九月二日、権大納言広橋胤保の次男として生まれ、幼名は捨鷹、字は子敬。藤波教忠の養子となったのは、文久三年(一八六三)と推測されるという。その後福羽美静の門弟となり、明治六年(一八七三)天皇の御学友となり、翌年宮内省九等出仕に補される。同一二年に侍従、同一七年に子爵、同二年に主馬頭、同三七年に宮中顧問官、大正五年(一九一六)に臨時帝室編修局御用掛、同一年に臨時帝室編修局副総裁となり、大正一五年五月二四日逝去、享年七四。

(8) この政変についての研究史については、姜範錫『明治一四年の政変』(朝日新聞社、一九九一年)が詳しい。最近の研究としては、坂野潤治『明治初年の井上馨』(前掲『明治日本の政治家群像』所収)、同『日本政治史』明治・大正・戦前昭和Ⅱ(財団法人放送大学教育振興会、一九九三年)、鈴木正幸「主権国家・国民国家・日本近代国家」(鈴木正幸・水林彪・渡辺信一郎・小路田泰直共編『比較国制史研究序説』【文明化と近代化】〈柏書房、一九九二年〉所収)、同「国民国家構想と天皇」(鈴木正幸編『近代の天皇』「近代日本の軌

跡七」(吉川弘文館、一九九三年)所収)等がある。

(9) 内閣記録局編輯『法規分類大全』第一編政体門三(内閣記録局、一九九一年)、三八―九頁。

(10) 伊藤の欧州での憲法調査については、拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの雇傭経緯について」(『政治経済史学』第二六三号)の註(8)に掲げた諸研究参照。

(11) 春叡公追頌會『伊藤博文傳』中巻(春叡公追頌會、一九四〇年)、二九四―九頁。

(12) 国立公文書館所蔵「自明治十五年至同十六年 公文別録 太政官」中「澳國學士スタイン氏備入結約ヲ伊藤參議ニ委任并同氏年金給與ノ件」。シュタインは、ヘーゲル学派に属しフランスの初期社会主義に関する研究で学者としての基盤を確立し、以後国家学・行政学等の分野で研究活動を展開した。こうした経緯からも理解されるが、彼は資本主義における生産・所有関係にかなり早い時期から注目した学者であった。そして彼が到達した理論の一つに、社会的諸矛盾を解決するための「上からの改革」論があった。これは彼の後進国ドイツを先進国へ押し上げたいという「実践家」としての姿勢とも関連していたという。シュタインのこうした面、或は日本との関係は、北岡甲子郎『社会国家』の源流としてのL・v・シュタインの『社会王制』理論(『茨城大学人文学部紀要(社会科学)』第九号)、青柳幸一「ローレンツ・フォン・シュタインの社会国家論―『旧傾向派』の理論的基盤の批判的検討のために―」(慶應義塾大学法学部内法学研究會編集『法學研究』第五三巻第四号)、下條芳明「明治日本における『社会的王政』論―その近代国家化としての意味―」(『早稲田政治公法研究』第八号)、同「明治日本における社会的君主制論理解―その主唱者たちの『指導』にみる特徴―」(『早稲田政治公法研究』第一二号)、山崎将文「ローレンツ・フォン・シュタインの社会的王制と明治憲法制定について(一)」(『久留米大学比較文化研究所紀要』第七輯)、同「ローレンツ・フォン・シュタインの社会的王制と明治憲法制定について(二・完)」(『久留米大学法学』第一三号)等参照。

(13) シュタインの日本招聘及び雇傭経緯については、前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの雇傭経緯について」参照。

(14) 欧州にあって日本政府の調査・諮問・依頼等に対する報告・答申、並びに欧州社会への日本政府の政策の紹介等については、前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの雇傭経緯について」、平野武「シュタイン『日本の新憲法』について」(『龍谷法學』第一四巻第三号)、拙稿「史料紹介『日本条約改正』」(『中央大学杉並高等学校』『紀要』第三号)等参照。

(15) 伊藤をはじめとするこれらの人々の講義録は、拙稿「谷干城とシュタイン講義―特に柴四朗の講義録を中心として―」(『中央大学大学院研究年報』第一〇号II)参照。なお陸奥宗光の講義録については、その後上野隆生「陸奥宗光講義ノート―シュタインとの出会い―」(『金澤文庫研究』第二九一号)が発表されている。

(16) 『明治天皇紀』第六(吉川弘文館、一九七一年)、四四三―四頁。

(17) この問題に関連して、保守的傾向の強い宮中勢力の立憲君主制下への再編成については、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入―』(吉川弘文館、一九九一年)参照。なお前掲「藤波言忠伝」によると、藤波はかねてから牧畜関係の実地見学を行うため、「歐洲行」を「内願」していたらしく、明治一八年一月段階からその準備が本格化したという。

(18) 新山の経歴については、前掲『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』中の「新山 莊輔氏」参照。

(19) 前掲『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』、一一五頁。

(20) (16)に同じ。

(21) 『明治天皇紀』第六、八四〇頁。

(22) 前掲『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』中の「新山莊輔氏」参照。

(23) 前掲「藤波言忠伝」では、「藤波家乗」(藤波家文書)により藤波がシュタインに最初に会ったのを「明治一九年九月頃」と推測している。また講義期間については、「藤波家乗」では「十一ヶ月間」と記しているという。

(24) 『明治天皇紀』第六、八四〇―一頁。

(25) 坂本氏は、前掲書で皇后と政局運営との関わりに注目すべしとの重要な指摘をしているので(一九四一六頁)、今後何故皇后が同席していたのかという点も検討しなければならないと考えている。

(26) 詳しくは稲田正次『明治憲法成立史』下巻(有斐閣、一九六二年)参照。

(27) 『明治天皇紀』第七、明治二年六月一八日条(九二一九六頁)及び前掲『明治天皇と立憲政治』等参照。

(28) 國史研究会編輯『岩波講座 日本歴史』十二(岩波書店、一九三五年)、一一二六頁。

(29) 『憲政記念館 開館記念特別展示目録』(憲政記念館、一九七二年)、四頁。

(30) 『明治天皇紀』第十二(吉川弘文館、一九七五年)では、明治天皇の最初の「御達例」を明治四五年七月一五日条(八〇三三四頁)に記述している。

(31) シュタインは、「講話録」坤で「普通憲法」の要項を提示しており、第一編では要旨、組織(国会規則・選挙法・議員相互の選挙)、国財、条約、第二編では政府(帝王関係・政府・憲法に対する担承・人民各自に対する担承)、第三編では自治政体(県庁・郡・村)、要旨(執政元素の組織、選挙法)、第四編では行政法律(執政法律)(外務省・陸海軍省・大蔵省・司法省・國務省(文部、交通、商務、農務))をあげている。

(32) シュタインの國家学については、森田勉「ローレンツ・シュタインの國家・社会学說(一)(二・完)」(三重大学社会科学学会『法経論叢』第五卷第二号・第六卷第一号)、滝井一博「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ國家学の形成(一)(二・完)」(京都大學法學會『法學論叢』第一三三卷第一号・第五号)等参照。またシュタインの日本國制史の理解度については、平野武「シュタインの日本國制史観」(『龍谷法學』第二二卷第三号)等参照。

(33) シュタイン行政学の日本への影響に関する研究については、蠟山正道『行政學原論』第一分冊(日本評論社、一九三六年)、辻清明「ローレンツ・シュタインの行政學說―行政學研究への一つの緒口として―」(『二二』(『國家學會雜誌』第五七卷第一〇号、一二号)、同「日本における行政學の展開と課題」(『辻清明編集代表』『行政學講座 一 行政の理論』(東京大学出版会、一九七六

年)所収)、前掲『戦前日本におけるシュタイン思想の受容動向―特にその教育行政思想に注目して―』等に詳しい。

(34) シュタインの憲政観については、森田勉「ローレンツ・シュタインの近代立憲主義論」(『歴史学研究』六五五号)及び(35)参照。

(35) シュタインの議會論については、森田勉「ローレンツ・シュタインの憲政―議會論」(『思想』八二七号)参照。

(36) 明治「皇室典範」の起草・審議過程及びシュタインの果たした役割については、稲田正次『明治憲法成立史』下巻(有斐閣、一九六二年)、同「明治十九年における皇室制規と帝室典範の起草」(富士短期大学『富士論叢』第一八卷第二号。後に補訂して同『明治憲法成立史の研究』(有斐閣、一九七九年)所収)、梧陰文庫研究会編著『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』(國學院大學、一九八二年)、同『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定本史』(國學院大學、一九八六年)、小島和司『小島和司憲法論集一 明治憲法体制の成立』(木鐸社、一九八八年)、小林宏「明治皇室典範制定史の一考察」(『國學院法學』第二三卷第二号)、島善高「近代皇室制度の形成 明治皇室典範のできるまで」(『成文堂』一九九四年)等参照。なお、近代の皇室制度及び華族制度については、遠山茂樹『天皇と華族』(『日本近代思想大系二』(岩波書店、一九八八年)、大久保利謙『華族制の創出』(『大久保利謙歴史著作集三』(吉川弘文館、一九九三年)、鈴木正幸『皇室制度―明治から戦後まで―』(岩波書店、一九九三年)、前掲『近代の天皇』等参照。

(37) 明治「皇室典範」に於ては、男系・直系・長系・嫡系の基本原則がとられている。なお皇位継承論議については、(36)の諸研究、小林宏「皇位継承をめぐる井上毅の書簡について―明治皇室典範成立過程の一齣―」(『國學院法學』第一九卷第四号)、同「明治皇室典範における皇位継承法の成立―西欧法受容における律令法の意義に寄せて―」(瀧川博士米寿記念会編『瀧川政次郎博士米寿記念論文集 律令制の諸問題』(汲古書院、一九八四年)所収)等参照。

(38) 女帝論議については、小林宏「井上毅の女帝廢止論―皇室典範第一条の成

立に關して―(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』(木鐸社、一九九二年)、小島和司『女帝』論議(同『小島和司憲法論集二 憲法と政治機構』(木鐸社、一九八八年)所収)等参照。

(39) 藤波は、帰国後の明治二年三月、内閣総理大臣伊藤博文と宮内大臣土方久元に提出した宮内省改革論とでも言うべき意見書「秘 宮内大臣ニ内申意見書 言忠」で侍嬪の廃止を求めているという(前掲「藤波言忠伝」参照)。なお欧米での視察の成果として、宮内庁書陵部所蔵「英國王室費一斑」(函号・明一七四)、「獨逸帝室家系之一斑」(函号・明一六五七)、「獨逸帝室財産一斑」(函号・明一六五八)等がある。

(40) 両親王が明治天皇の養子になった件については、宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料 皇族一』(吉川弘文館、一九八三年)参照。

(41) こうした点からシュタインは、藤波受講のために日本側と充分打ち合わせをして臨んでいることと思われるが、現在筆者は、打ち合わせ並びにシュタインの講義準備等を明らかにする史料に接していない。

(42) 『明治天皇紀』第七、九六八―九頁。なお伊藤宛徳大寺書翰については、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』六(塙書房、一九七八年)、二一六頁に収録の同書翰も参照した。

(43) この天皇の言動については、坂野潤治「明治天皇の選挙干渉―伝記と議会議事録を読む」(『週刊朝日百科 日本の歴史・別冊 歴史の読み方七 文献史料を読む・近代』(朝日新聞社、一九八九年)所収)、前掲『大系日本の歴史13 近代日本の出発』、前掲「明治天皇と立憲政治」等参照。